

南関町飲用井戸等水質検査補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内の飲用井戸等における衛生対策の充実を図ることを目的とし、飲用水の水質検査に要した費用について、予算の範囲内において飲用井戸等水質検査補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象井戸)

第2条 補助金の交付対象とする井戸は、次のいずれかに該当する飲用井戸等とする。

- (1) 水道未普及地域における飲用井戸等（事業所及び町管理を除く。）
- (2) その他町長が特に検査が必要と認める飲用井戸等

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、飲用井戸等の設置者又は管理者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定により、本町の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠を本町に有する者あること。
- (2) 同一世帯全員が町税等を滞納していないこと。

(対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、対象井戸の井戸水等の水質検査に要した経費とし、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、対象経費の消費税は含まないものとする。

- (1) 水質検査経費の対象物質は、有機フッ素化合物であるペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）とする。
- (2) 水質検査は、水質検査機関において実施したものであること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、対象経費に2分の1を乗じた額とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。ただし、補助金の額の上限は3万円とする。

(補助金の交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、水質検査を実施する前に南関町飲用井戸等水質検査補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 水質検査機関が交付する水質検査の見積書(PFOS・PFOA分の費用が分かるもの)
- (2) 住民票謄本
- (3) 同一世帯員分の町税等の未納がない証明書
- (4) 飲用井戸等の情報
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 前項に規定する補助金の交付申請は、同一対象飲用井戸等につき当該年度1回までとする。

(補助金の交付決定等)

第7条 町長は、前条の申請があった場合は、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付の決定をするものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、その旨を申請者に南関町飲用井戸等水質検査補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(実績報告)

第8条 前条に規定する交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、水質検査完了後30日以内、又は交付決定年度の3月13日のいずれか早い期日までに、南関町飲用井戸等水質検査補助金実績報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 水質検査機関が交付する水質検査結果の写し
- (2) 領収書の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の確定等)

第9条 町長は、前条に規定する実績報告を受けた場合は、関係書類を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたと

きは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、速やかに、南関町飲用井戸等水質検査補助金交付確定通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 前条による通知を受けた交付決定者は、速やかに南関町飲用井戸等水質検査補助金交付請求書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第11条 町長は、前条の請求書の提出があったときは、交付決定者に補助金を交付することとし、当該交付決定者の指定する口座に補助金を振り込むものとする。

（決定の取消し等）

第12条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) その他町長が補助金の交付決定を取り消すことが適当と認めるとき。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和7年6月1日から適用する。